



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 栄 胤
(コード番号：9664 名証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 宮 崎 敏 明
(TEL：052-222-8201)

債務超過に係る上場廃止の猶予期間の延長に関するお知らせ

当社は、平成24年3月期において債務超過となったため、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）における上場廃止の猶予期間入り銘柄となり、当該猶予期間を平成25年3月31日までとされておりましたが、今般の事業再生ADR手続の成立を受け、名古屋証券取引所における当社株式の債務超過に係る上場廃止の猶予期間の延長の承認を得るため、名古屋証券取引所が定める所定の手続を進めましたところ、本日、名古屋証券取引所により、猶予期間の延長が承認されましたのでお知らせ致します。

これにより、当該猶予期間は平成26年3月31日までとなりますが、当社は、平成25年3月18日付「「事業再生計画」策定に関するお知らせ」及び「御園座 事業再生計画」にてお知らせした事業再生計画に従い、平成26年3月期において債務超過を解消する予定です。

当社は、引き続き役員一丸となって当社の再生に向け取り組んでまいり所存ですので、株主の皆様、お取引金融機関をはじめ関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上